

# 令和6年度滋賀県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の協議 作業要領

## 1. 目的

本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

## 2. 実施主体

滋賀県内（大津市を除く。）に所在する障害者支援施設、共同生活援助事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、障害児入所施設を運営する社会福祉法人または特定非営利活動法人等のうち知事が適当と認めたもの。

## 3. 対象経費、補助率(案)

対象経費	補助率
障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料および賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	3/4

## 4. 補助対象とする機器

想定される機器の例は、以下のとおりです。

(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型または非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

## 5. 執行方針

(1) 1台当たりの導入経費の補助対象額（初期設定に要する費用を含む。）は、以下のとおりとする。

- ① 移乗介護、入浴支援：10万円以上 100万円以下
- ② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上 30万円以下

(2) 1つの施設・事業所に対する補助上限額は以下とおりとする。

- ① 障害者支援施設：全ての機器の合計額 210万円を限度とする
- ② グループホーム：全ての機器の合計額 150万円を限度とする。
- ③ その他事業所：全ての機器の合計額 120万円を限度とする。

(3) 1つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として5の(2)の①から③に規定するいずれかの補助上限額を適用する。

(4) 標記事業は、県の予算の範囲内で執行するものとします。